

～里帰り健診を応援しています～

## 産婦健康診査を県外で受診される方へ



大町市キャラクター  
おおまびよん

里帰り等により県内で産婦健康診査を受診できない方は、事前に手続きをすることで、県外の医療機関で受診した産婦健康診 2 回までの費用の助成を受けられます。

助成を希望される方は、以下の受診手順及び注意事項をよくお読みいただき、お早目にお手続きをお願いいたします。

### 助成の対象 … 次の①～③を全て満たす方

- ①. 受診時点で大町市に住民登録がある
- ②. 産後 8 週以内に受診
- ③. 受診票に記載された必須検査項目（問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、受診票裏面のエジンバラ産後うつ病質問票など）をすべて実施

### 手続きの流れ

#### 1. 受診する予定の医療機関へ事前に相談

(1) 申請前に受診の機会がある方

別紙「医療機関の方へのお願い」を渡して、通知の内容で対応できるかをご確認ください。

**対応できる** ⇒ 受診手順 2～5 のとおり申請をしてください。

**対応できない** ⇒ 費用助成の対象になりません。医療機関の指示により受診してください。

(2) 申請前に受診の機会がない方

下記の事前手続きを行ってください。申請後に市で医療機関に確認をします。

確認の結果、受診予定の医療機関が決められた内容で対応できない場合は、助成が受けられません。

#### 2. 受診前の手続き（受診時期が決まったらお早目に手続きをしてください。）

「妊産婦等健康診査契約外受診申請書」

お手元にある「産婦健康診査受診票」（未使用）

} 中央保健センターへ提出してください。

#### 3. 受診票を送付します

助成の対象となる方には、市から改めて「産婦健康診査受診票」と、助成金の請求に必要な書類を送付します。また、必要に応じて、受診予定医療機関へ市から「依頼書」を送付します。

#### 4. 健診受診

健診を受ける際、医療機関の窓口へ「産婦健康診査受診票」を提出し、受診票に必要事項を必ず医療機関に記入してもらってください。

## 5. 健診費用の支払い

医療機関へ払う費用は、ご自分で全額支払っていただき、「領収書」と「診療報酬明細書」を受け取ってください。

## 6. 助成金の請求

書類に必要事項を記入・押印し、**大町市中央保健センター**へ提出または送付ください。

### 提出書類

- 妊産婦等健康診査契約外受診助成金交付申請書（受診票送付時に同封）
- 妊産婦等健康診査契約外受診助成金請求書（受診票送付時に同封）
- 契約外医療機関用産婦一般健康診査受診票（医療機関で記入済みのもの）
- 医療機関からの領収書(原本)
- 診療報酬明細書(原本)（医療機関で発行可能な場合のみ）

## 7. 書類の審査

助成の可否や金額が確定したら、市から通知を送付します。領収書、診療報酬明細書もあわせてお返します。 ※確定申告の手続きも領収書が必要な場合は、お早目にお手続きください。

## 8. 助成金の振込み

約1か月で、指定された口座へお金を振り込みます(お支払いする金額には上限があります)。振込通知書で、ご確認ください。

## 注意事項

- ☆費用の請求は、**受診日から1年以内**とさせていただきますが、速やかに請求してください。
- ☆受診前に大町市外へ住民票を異動した場合は、このサービスを受けられません。  
新しい住所地の市町村へお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

大町市中央保健センター  
〒398-0002 大町市大町 1058 番地 13  
TEL:0261-23-4400 FAX:0261-23-4401